

ぼうさい あびこ⑧

避難所の開設について

避難所の開設の判断は、避難所班、地域対策支部指定職員又は施設管理者からの建物の被害状況の報告及び居住困難者数、現地の状況などを総合的に検討し、災害対策本部長（市長）が行ないます。

■避難所開設施設の目安

災害発生直後は、家屋の倒壊や不安心理、インフラ設備の不良などにより、多くの避難者が発生することが予想されるため、避難所開設の目安を定めています。

家屋の倒壊などによる居住困難者の数	開設する避難所の目安
なし	開設しない (不安心理などによる避難希望者に対しては、別途対応)
避難想定人数※の2割以内(約5,400人)	第1順位(小学校)の開設 13箇所(収容能力 15,079人)
避難想定人数※の4割以内(約10,800人)	第2順位(第1順位+中学校+市有公共施設) 20箇所(収容能力 23,170人)
避難想定人数※の6割以内(約16,200人)	第3順位(すべての避難所) 26箇所(収容能力 29,006人)

※避難想定人数は27,000人(人口の約2割)

■避難対象者

避難対象者は、原則として家屋の倒壊などによる居住困難者とします。

不安心理などによる避難希望者(自主的避難者)については、できるだけ自宅での生活を促し、受け入れについては、避難所の混乱の状況や個別の状況等を踏まえ、判断していきます。

地域全体のインフラ設備の不良(停電や断水)のみを理由とした避難希望者(住居が居住可能な住民)については、地域一帯が同様の状況であることから、できるだけ自宅での生活を促すこととします。

■避難所開設の広報・周知

開設された避難所の情報については、防災行政無線、ホームページ、メール、広報車等で伝達します。